

事 務 連 絡
平成 2 6 年 9 月 8 日

各 国 公 立 大 学 法 人 ・ 学 校 法 人 事 務 局
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 事 務 局
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 教 育 委 員 会 学 校 保 健 主 管 課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御 中
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の 認 定 を
受 け た 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 学 校 担 当 事 務 局

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

デング熱対策について

デング熱の国内発生に関する今後の対策を協議するため、東京都、23特別区及び関係機関の出席を得て、平成26年9月6日（土）に「デング熱対策に関する関係機関緊急対策会議」を開催し、デング熱発生を低減させるための対策や代々木公園が所在する渋谷区に隣接する特別区の公園における蚊対策について合意されました。

については、本内容（特に資料1及び資料2-1）を御了知の上、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課におかれては、保健担当部局と連携し、市区町村教育委員会や所管の学校等に対して、また、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、国立大学長におかれては、その管下の学校に対し、必要に応じて、周知する等、適切にご対応くださるようお願いいたします。

※参考 厚生労働省のデング熱に関するホームページ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dengue_fever.html

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 保健管理係
電話 03-5253-4111（内線2976）